

定期調査報告対象建築物等一覧表

[令和元年6月25日法改正に係る追加・変更箇所は朱書き]

報告の 期間	宮城県の定期報告対象（Aは当該用途の床面積の合計）			報 告 の 時 期																										
				2019(令和元年)				2020(令和2年)				2021(令和3年)				2022(令和4年)				2023(令和5年)				2024(令和6年)						
	建築物 代表用途	具体的な用途	次のいずれかの規模に該当するもの (建築基準法施行令第16条・宮城県建築基準法施行細則により報告が必要な建築物になります。)	1月 3月	4月 6月	7月 9月	10月 12月	1月 3月	4月 6月	7月 9月	10月 12月	1月 3月	4月 6月	7月 9月	10月 12月	1月 3月	4月 6月	7月 9月	10月 12月	1月 3月	4月 6月	7月 9月	10月 12月	1月 3月	4月 6月	7月 9月	10月 12月			
3 年 毎	店舗等	百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗	・A>200㎡（地階又は3階以上の階における当該用途が200㎡を超えるもの）※1 ・A≥500㎡（2階の部分にあるものに限る）※1 ・A≥3,000㎡※1 ・A≥1,000㎡（2階以上の階に当該用途に供する売場があるものに限る。）																											
		展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店及び飲食店	・A>200㎡（地階又は3階以上の階における当該用途が200㎡を超えるもの）※1 ・A≥500㎡（2階の部分にあるものに限る）※1 ・A≥3,000㎡※1 ・A≥1,000㎡（2階以上の階に当該用途に供するものがあるものに限る。）		○				○					●																
	劇場等・ 集会場等	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場	・A>200㎡（地階又は3階以上の階における当該用途が200㎡を超えるもの）※1 ・A(客席部分)≥200㎡※1 ・主階が1階にないもの(劇場、映画館、演芸場の用に供するものに限る。)※1				○																							
		旅館等	旅館、ホテル	・A≥300㎡																										
	病院等	病院、診療所等（患者を入院させる施設のあるものに限る。）	・A>200㎡（地階における当該用途が200㎡を超えるもの）※1 ・A>200㎡（3階以上の階における当該用途が200㎡を超えるもの）	建物の所在する区域																										
				宮城県(A) 宮城県(B)		○																								
	共同住宅等	サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホーム※2	・A≥300㎡（2階の部分にあるものに限る）※1 ・A>200㎡（地階又は3階以上の階における当該用途が200㎡を超えるもの）※1 ・A≥1,000㎡(3階以上に当該用途を有するものに限る。)																											
		上記以外の共同住宅、寄宿舎及び下宿	・A≥1,000㎡(3階以上に当該用途を有するものに限る。)				○																							
	児童福祉施設等	児童福祉施設で高齢者・障害者の就寝の用に供するもの※3	・A≥300㎡ ・A>200㎡（地階における当該用途が200㎡を超えるもの）※1 ・A>200㎡（3階以上の階における当該用途が200㎡を超えるもの）																											
		上記以外の児童福祉施設	・A≥300㎡ ・A>200㎡（3階以上の階における当該用途が200㎡を超えるもの）																											
博物館・ 美術館等	博物館、美術館、体育館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・A>200㎡（3階以上の階における当該用途が200㎡を超えるもの）※1 ・A≥2,000㎡(避難階以外の地階に当該用途を有するもの又は2階以上に当該用途があるものに限る)																												
学校・ 事務所等	学校、事務所その他これに類するもの	・A>1,000㎡(5階以上に当該用途を有するものに限る。)																												
毎 年	建築設備	・換気設備（中央管理方式の空調設備に限る。） ・排煙設備（排煙機を有する排煙設備に限る。） ・非常用の照明装置（蓄電池別置形、自家発電機形、両者併用型に限る。）	上記の建築物に付帯する設備は、毎年の定められた時期に報告すること。																											
	防火設備	・防火設備（随時閉鎖式又は作動をできるものに限る。）※4 （初回報告は平成30年度から。）	「上記の建築物に付帯する防火設備」及び「病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る）、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、「※3」に該当する用途で、床面積が200㎡以上に設けられる防火設備」については、建築物の用途で定められている毎年の定められた時期に報告すること。																											
	昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプに限る。)※5（初回報告は30年度から。）	毎年の設置月を基準に報告すること。（エレベーターについて、労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター、籠が住戸内のみを昇降する昇降機は対象外です。）												【凡例】 ● 建築物、建築設備及び防火設備の報告時期が同じ。 ○ 建築設備及び防火設備の報告時期。															
	遊戯施設	ウォーターシュート・コースター等の高架の遊戯施設、メリーゴーランド・観覧車・オクトパス・飛行塔等の回転運動をする遊戯施設																												
※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2 用途が児童福祉施設等で建築確認を受けているものは、定期報告も児童福祉施設等での取扱い。 ※3 児童福祉施設で高齢者・障害者の就寝の用に供するものとは、平成28年国土交通省告示第240号より、以下の用途のもの。 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。) ・盲導犬訓練施設 ・老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するもの)、養護老人ホーム、 ・母子保健施設 ・特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・助産所、救護施設、更生施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。） ※4 常時閉鎖式の防火設備（普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの）、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は検査対象外。 ※5 小荷物専用昇降機は、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものは検査対象外。			【注意】 ・新築又は改築(一部の改築を除く。)を行い検査済証の交付を受けたものは、その直後の報告が免除。 ・旅館等の報告時期は建築物の所在する区域で異なっており、宮城県(A)は、北部・気仙沼・東部の各土木事務所所管区域、宮城県(B)は、大河原・仙台の各土木事務所所管区域 ・仙台市、石巻市、塩竈市及び大崎市は、それぞれの市が別に報告時期等を定めている。																											

定期報告に必要な書類

定期報告制度が変わります！

○建築物の場合

- ☆定期調査報告書
- ☆定期調査報告概要書
- ☆調査結果表
- ☆調査結果図(別添1様式)
 - ・配置図(1階平面図との兼用可)
 - ・各階平面図(1/100~1/300)
- ☆関係写真(別添2様式)
- ☆案内図

○建築設備(昇降機等を除く)の場合

- ☆定期検査報告書
- ☆定期検査報告概要書
- ☆調査結果表
- ☆関係写真
- ☆別表1~4(対象に応じて必要なもののみ)
- ☆案内図
- ☆配置図(1階平面図との兼用可)
- ☆各階平面図(1/100~1/300)

○防火設備

- ☆定期検査報告書
- ☆定期検査報告概要書
- ☆調査結果図(別添1様式)
 - ・各階平面図(1/100~1/300)
- ☆関係写真(別添2様式)
- ☆別表1~4(対象に応じて必要なもののみ)
- ☆案内図
- ☆配置図(1階平面図との兼用可)

宮城県土木部建築宅地課ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/04kenntiku2.html>

様式は宮城県土木部建築宅地課の

ホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。

お問い合わせ先

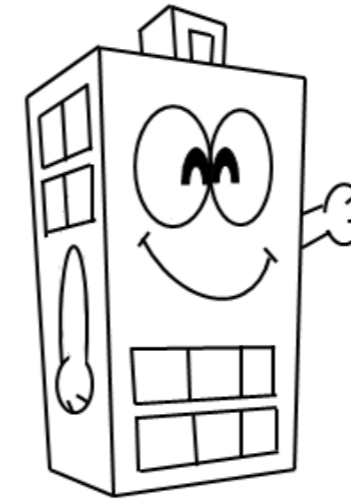
報告対象	定期報告窓口	住所	電話番号	所管区域
昇降機・遊戯施設	土木部建築宅地課 建築指導班	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022 (211)3243	土木事務所所管区域
建築物・建築設備等	大河原土木事務所 建築班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	0224 (53)3918	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 村田町, 大河原町, 柴田町, 丸森町, 川崎町
	仙台土木事務所 建築部建築第一班	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-1-2	022 (297)4347	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 大和町, 富谷市, 大衡村, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大郷町
	北部土木事務所 建築班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1	0229 (91)0737	加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町, 栗原市
	東部土木事務所 建築班	〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地	0225 (94)8691	東松島市, 女川町, 登米市
	気仙沼土木事務所 建築班	〒988-0034 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	0226 (24)2538	気仙沼市, 南三陸町

- 平成28年度より、栗原市内の建築物・建築設備等の定期報告先は北部土木事務所に、登米市内の建築物・建築設備等の定期報告先は、東部土木事務所になりました。
- 仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市に所在する建築物・建築設備等・昇降機等に関してはそれぞれの行政庁にお問い合わせ下さい。
 - ・仙台市 都市整備局建築宅地部 建築指導課 022-261-1111 (代表)
 - ・石巻市 建設部建築指導課 0225-95-1111 (代表)
 - ・塩竈市 建設部定住促進課 022-364-1126 (直通)
 - ・大崎市 建設部建築住宅課 0229-23-8057 (直通)

わからないことがありましたら、上記の担当窓口へお問い合わせ下さい。

建築基準法第12条の規定に基づき

あなたの建築物等は定期報告制度の対象ではありませんか？



定期報告制度とは………

劇場、映画館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、学校、百貨店、バー、キャバレーなど、不特定多数の人が利用する建築物（このような建築物を「特殊建築物」といいます。）及び事務所ビル等においては、いったん火災などの災害が起こると、大惨事になる危険性があります。

また、エレベーターや換気設備等は日常利用される設備であり、適切な維持管理が行われていないと、人命を損なうことになりかねません。

このような危険をさけるため、建築物等の所有者（管理者）には定期的に専門の技術者の調査、または検査を受けて、特定行政庁（宮城県知事）に報告するよう建築基準法第12条により義務づけられています。

さらに、平成28年6月1日から定期報告制度が見直され、特に安全性を確保する必要性が高い建築物、建築設備及び防火設備については、法令により全国で一律に定期調査・検査の対象となりました。

定期報告の対象部分と報告時期は………

定期報告対象となる部分	報告時期※1	備考
建築物	3年毎(検査済証が交付された直後の報告時期を除く。)	※1 報告時期は、検査済証に記載された建物が完成した年月日を基にしています。 ※2 防火設備、小荷物専用昇降機（フロアタイプ）は初回の報告が平成30年度からとなります。
建築設備	1年毎(検査済証が交付された直後の報告時期を除く。)	
防火設備		
昇降機等		

報告の仕方は……… ※報告書は調査実施後3ヶ月以内のものに限り有効です。

